

協議案件（3）地域公共交通確保維持改善事業について

地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域間幹線系統補助） 国土交通省

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援。

補助内容

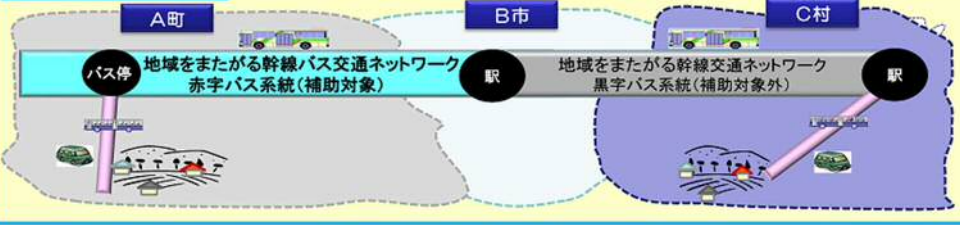
- 補助対象事業者
 - 一般乗合旅客自動車運送事業者又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
 - 補助対象経費
 - 予測費用(補助対象経常費用見込額)から予測収益(経常収益見込額)を控除した額
- | | |
|------|--------|
| 予測費用 | 補助対象経費 |
| 予測収益 | 欠損 |

<補助対象経費算定方法>

予測費用
(事業者のキロ当たり経常費用見込額
× 系統毎の実車走行キロ)

予測収益
(系統毎のキロ当たり経常収益見込額
× 系統毎の実車走行キロ)
- 補助率 1/2
 - 主な補助要件
 - ・複数市町村にまたがる系統であること (平成13年3月31日時点で判定)
 - ・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの
 - ・輸送量が15人～150人/日と見込まれること
 - ※ 1日の運行回数3回(朝、昼、夕)以上であって、1回当たりの輸送量5人以上(乗用車では輸送できず、バス車両が必要と考えられる人数)
 - ※ (1)復興特会から移行する応急仮設住宅非経由系統のうち、東日本大震災前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統、(2)所在地直前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統については、輸送量要件を緩和(一定期間)
 - ・経常赤字が見込まれること

補助対象系統のイメージ



地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助） 国土交通省

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

補助内容

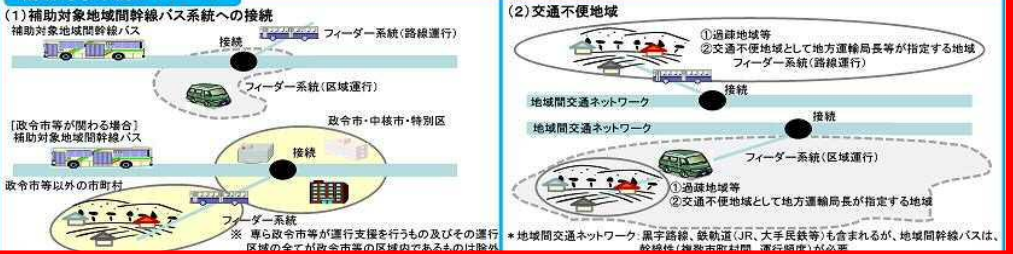
- 補助対象事業者
 - 一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者又は地域公共交通活性化・再生法に基づく協議会
 - 補助対象経費
 - 補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額
- | | |
|------|--------|
| 経常費用 | 補助対象経費 |
| 経常収益 | 欠損 |

<補助対象経費算定方法>

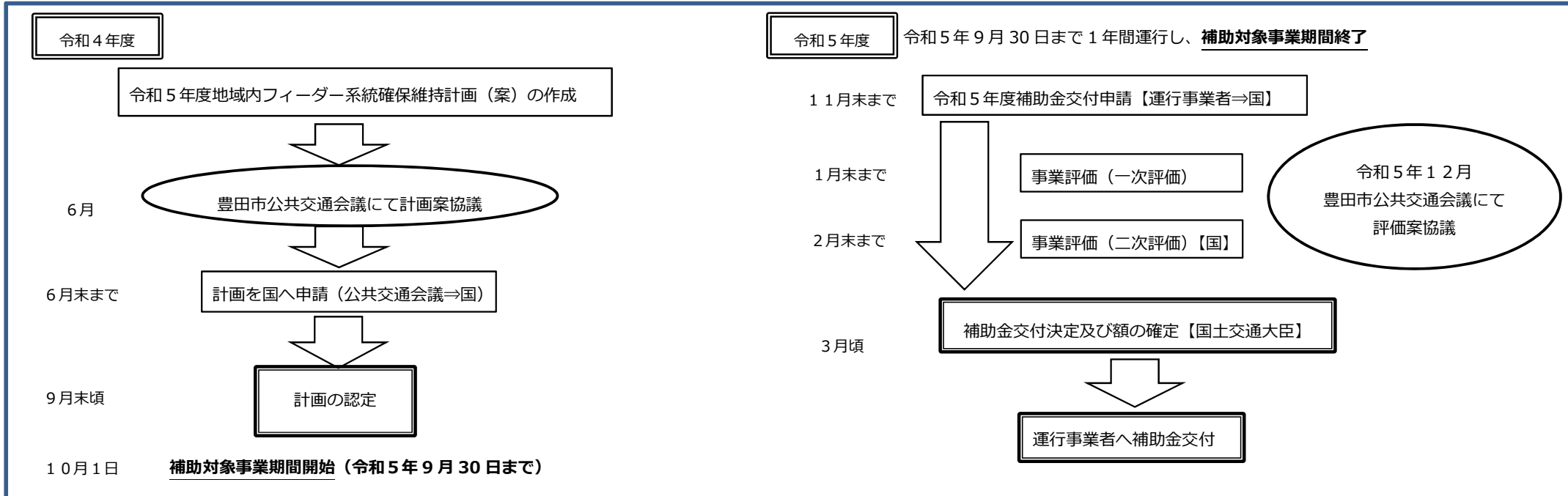
経常費用
(事業者のキロ当たり経常費用
× 系統毎の実車走行キロの実績)

経常収益
(系統毎の運送収入、運送雑収及び営業外収益の実績)
- 補助率 1/2
 - 主な補助要件
 - ・補助対象地域間バス系統を補完するものであること
 - ・又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
 - ・補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること
 - ・新たに運行又は公的支援を受けるものであること
 - ・乗車人員が2人/1回以上であること (定時定路線型の場合に限る。)
 - ・経常収益が経常費用に達していないこと

補助対象系統のイメージ



地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付までの流れ（令和5年度：令和4年10月1日～令和5年9月30日）



令和5年度 豊田市地域バス 国庫補助対象路線の評価について

1 補助対象路線と補助金額(令和4年10月～令和5年9月)

対象路線	令和5年度(千円)
稲武地域バス(デマンド)	700千円
藤岡地域バス(西市野々線、三箇線)	5,681千円

2 評価目的

・「事業の実施状況の確認」、「目標達成状況」等の評価を行うことによって、より効果的、効率的に運行されることを目的とする。

3 評価の流れ

日程	令和4年6月 (豊田市公共交通会議)	令和5年12月 (豊田市公共交通会議)	令和6年2月 (国による第三者評価委員会)
対象路線	地域バス補助路線	地域バス補助路線	国庫補助対象路線
実施内容	計画申請	一次評価(自己評価)	二次評価(有識者による第三者評価)

※基幹バス等補助路線については、愛知県バス対策協議会にて評価を実施
(第三者評価委員会での評価は隔年実施)

4 目標の達成状況と今後の方針

●目標・効果達成状況及び今後の改善点

系統	目標値(収支率・利用者数)	実績値(収支率・利用者数)	達成状況
稲武	1. 3 $\frac{1}{100}$ ・ 2,119人	2. 1 $\frac{1}{100}$ ・ 3,644人	達成
藤岡	5. 4 $\frac{1}{100}$ ・ 22,843人	6. 6 $\frac{1}{100}$ ・ 23,984人	達成

○稲武地域バス・・・(原因)小中学生の通学利用が主であり、通学者の増加により利用者は増加しているが、一般利用は伸び悩んでいる。
(今後の方針)地域バスのPR・要望調査を行い利用者の増加に努める。

○藤岡地域バス・・・(原因)利用者数はコロナ前の状況に戻りつつあり微増傾向にある。運行経費も企業努力により収支率は増加した。
(今後の方針)持続可能な地域バスのあり方について検討していく。

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和5年12月20日

協議会名: 豊田市公共交通会議(事務局:豊田市都市整備部交通政策課)

評価対象事業名: 陸上交通にかかる地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統)

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
【補助対象となる事業者名等の名称を記載】	【系統名・航路名・設備名、運行(航)区間、整備内容等を記載(陸上交通に係る確保維持事業において、車両減価償却費等及び公有民営方式車両購入費に係る在庫補助金の交付を受けている場合、離島航路に係る確保維持事業において離島航路構造改善補助(調査検討の経費を除く。)を受けている場合は、その旨記載)】	【事業評価の評価対象期間において、前回の事業評価結果をどのように生活交通確保維持改善計画に反映させた上で事業を実施したかを記載】	A・B・C評価 【計画に基づく事業が適切に実施されたかを記載。計画どおり実施されなかった場合には、理由等記載】	A・B・C評価 【計画に位置付けられた定量的な目標・効果が達成されたかを、目標ごとに記載。目標・効果が達成できなかった場合には、理由等を分析の上記載】	【事業の今後の改善点及びより適切な目標を記載。改善策は、事業者の取り組みだけでなく、地域の取り組みについて広く記載。特に、評価結果を生活交通確保維持改善計画にどのように反映させるか(方向性又は具体的な内容)を必ず記載すること。】 ※なお、当該年度で事業が完了した場合はその旨記載
豊栄交通株式会社 稲武地域バス	稲武地域バス全域 (小田木～大野瀬)	利用実態に合わせてバス停の新設を随時実施。 利用促進策として以下の取り組みを実施。 ①地域が主体となって支える仕組みづくり ・バス利用促進委員会で利用促進について検討 ・アンケートの実施 ・バス利用促進委員会による、時刻表・バスマップを作成し全戸配布。 ②高齢者の利用に配慮した運行と整備 ・利用者宅の近くにバス停を新設し利便性の向上を図った。	計画どおり事業は適切に実施された。 A	今年度の利用者数は3,644人(目標値2,119人)、収支率2.1%(目標値1.3%)であり、目標数値を達成できた。 利用者数増加の要因は通学児童生徒によるものが大きく、一般利用による増加はあまり見られなかった。 A	一般利用者数が伸び悩んでいるため、自治区や地域の団体と連携し利用促進PRを行う。 また、イベント時にはバス利用のPR活動を行いバス利用の周知を図る。 地域の自治区へバス関係の要望調査を行い、地域住民の意見が反映されるように努める。
豊栄交通株式会社 藤岡地域バス	三箇線 (大平～メグリア藤岡店) 西市野々線 (西市野々～メグリア藤岡店)	通学に合わせたダイヤを設定している。 利用促進策として、以下の取り組みを実施。 ①地域住民のニーズを反映した路線の改善 ②時刻表の全戸配布 路線図とバス停の位置が一目で分かるような時刻表を作成し、全戸配布することで、普段地域バスを利用しない方にも、地域バスの啓発をした。	計画どおり事業は適切に実施された。 A	今年度の利用者数は23,984人(目標値は22,843人)、収支率6.6%(目標値5.4%)であり、目標値を達成できた。 小中高校生の利用が主となっていることから学生利用が回復したこと、また、企業努力により運行経費が削減されたことで収支率が上がったことが要因と認識している。 A	自治区や地域の団体と連携し、利用促進PRを行う。 また、小中学生や高校生の通学時の利便性に考慮しつつ、通学や通勤以外の利用者のニーズ把握に努め、高齢者も利用しやすいバス運行を検討する等、持続可能な地域バスの運行形態の見直しを図っていく。

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和5年12月20日

協議会名:	豊田市公共交通会議
評価対象事業名:	陸上交通における地域内フィーダー系統
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	<p>豊田市は、広大な市域に都市部や山村部が広がり、市民生活の移動手段として自動車が大きな役割を担っている。しかし、これからの超高齢社会や地球環境問題などを考えると、自動車に頼りすぎず、誰もが安全で安心に移動ができ、かつ交流が促進され、地域の活性化につながる交通体系を確立していく必要がある。</p> <p>稲武地域バス、藤岡地域バスともに、地域内の通院、買い物、通学など住民の日常生活に欠かせない移動手段である。また、都市部に通う高校生など基幹バスでの移動が必須だが、基幹バスでは地域内を網羅することは困難であるため、地域バスとの接続によりそれらの移動需要に応えることができる。</p> <p>どちらの地域でも地域住民による協議会を立ち上げ、地域の実情に応じた運行を目指し、行政と共働して路線を支えている。</p>